

話をまとめる能力の重要性について学びました。正直なところ、自分の話したいことを全てお伝えすることはできませんでした。しかしとてもいい経験をする事ができたと思いましたが、これは自分の財産になると感じています。

もう一つは、人の輪ということです。僕はパネルディスカッションに大学の友人を誘いました。たった一人ではありますが、これがだんだんと広がりやがて大きな輪になればこの支援について多くの人を知ることができ、今まで以上に犯罪被害者支援を大きなものにしていくことができると考えています。今回だけの参加に終わらず、これからも積極的に参加していきたいと考えています。

僕は、犯罪の被害に遭い苦しんでいる人がいる、そしてその被害者の方たちを支援しようとするような活動を行っている、ということを経験の人に知ってもらい、みんなで被害者の方々をサポートして二次被害や三次被害、そして犯罪そのものの存在を抑えていけたらと考えています。そして、この手記を読んでもらい、犯罪被害者支援の輪を全国に広げていけたらという気持ちでいます。



スポットCM（学生が出演）

## 第2節

## 支援等のための基盤・体制整備状況

「犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に（基本法第3条第2項）」、また、「犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れなく受けることができるよう（同条第3項）」講ぜられることが期待されている。

そのため、国、地方公共団体、日本司法支援センターその他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、「相互に連携を図りながら協力しなければならない（基本法第7条）」。そして、これを実現するために、第2次基本計画において、「V 重点課題に係る具体的施策一第4 支援等のための体制整備への取組」

として、相談及び情報の提供等に関する50施策、調査研究の推進等に関する14施策、民間の団体に対する援助に関する9施策が掲げられている（なお、再掲含む）。

その例として、内閣府において、地方公共団体における被害者支援の窓口となる部局（以下「施策主管課」という。）等の設置を促し、地方公共団体として犯罪被害者等への支援を行う際の留意点や関係機関・団体等の支援内容や連絡先等をまとめた「犯罪被害者支援ハンドブック（仮称）」の作成・活用等について要請するとともに、先進的・意欲的な取組を実施している地方公共団体による事例紹介等を通じ、情報の共有化及び各地方公共団体の取組を促進することとされている（第4-1-(1) ア及びイ、施策番号141、142）。また、内閣府において、地方公共団体

に対し、把握している犯罪被害者支援団体に関する情報を提供するとともに、自らも犯罪被害者支援団体の実態を把握し連携の強化を図るよう要請する（同第4-3-(3)、施策番号209）こととされている。

ここでは、上記のような施策に関連し、地

方レベルでの支援体制の充実について、主として地方公共団体における取組の進展状況について紹介する（上記内閣府の取組も含め、支援等のための体制整備への取組に関する実施状況については、第2章P68以下参照）。

## 1 地方公共団体における窓口

### (1) 確定・設置状況

内閣府においては、第1次基本計画及び第2次基本計画を通じて、犯罪被害者等施策に関する施策主管課の確定と、当該地方公共団体における犯罪被害者等に関する適切な情報提供を行う総合的な対応窓口（以下「総合的対応窓口」という。）の設置を地方公共団体に対して働きかけてきた。

#### ア 都道府県・政令指定都市における状況

都道府県・政令指定都市においては、既に平成24年4月1日時点において全ての地域において施策主管課の確定及び総合的対応窓口の設置がなされている。

なお、平成25年4月1日現在、都道府県・政令指定都市における犯罪被害者等施策主管課は、いずれも他の関連施策の担当課も兼務しており、例えば84%の犯罪被害者等施策主管課は、地域安全・安心（防犯）も兼ねている。そのほか、兼務の多い施策分野としては、多い順に交通安全69%、消費者24%、人権18%、男女共同参画16%等がある。いずれも重複する目標がうかがえる関連分野であり、課として兼務していない場合であるとしても、かかる分野を担当する他部局も含めた庁内での情報共有・連携が図られることが望ましい。

（都道府県・政令指定都市における施策主管課の状況の詳細は、P208資料9-1参照）

#### イ 市町村及び特別区における状況

市町村及び特別区（以下「市区町村」という。）における状況としては、平成25年4月1日現在、全国1,722市区町村中、1,643

市区町村（約95%）において施策主管課が確定され、1,188市区町村（約69%）において総合的対応窓口が設置されている。

都道府県内の全ての市区町村において施策主管課及び総合的対応窓口双方が確定・設置されているのは、秋田、山形、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、滋賀、京都、兵庫、和歌山、鳥根、岡山、山口、長崎、熊本、鹿児島18地域である。傾向として、施策主管課を設けている率の方が高く、全ての市町村において施策主管課が設置されているにもかかわらず、総合的対応窓口の設置率は50%にも満たない地域も少ない。

総合的対応窓口の設置率が低い理由としては、総合的対応窓口に求められる役割の理解の不足が考えられる。また、施策を担当する窓口が確定していない地域は、総合的対応窓口の設置も進んでいない状況からは、そもそも地方行政と犯罪被害者等との関わりに関する理解の不足もうかがえる。

しかし、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻す上で地方公共団体に求められる役割は、各種届出や申請手続等での関わり以外でも、最も身近な公的機関として少なくない（P12コラム3「犯罪被害者等の声」参照）。内閣府において、引き続き地方公共団体職員研修や、メールマガジン等を通じ、地方公共団体における犯罪被害者等支援に関する実例等の情報を提供するなど、当該地方行政機関内における犯罪被害者等に関する施策の拠点が、他機関・地域住民にとつ

て不明瞭な状態となっている市区町村に、適切な窓口を設置することを促していくこととする（市区町村における施策主管課の

確定・総合的対応窓口の設置状況の詳細は、P210資料9-2参照）。

コラム

3

## 犯罪被害者等の声

（平成24年度地方公共団体職員に対する犯罪被害者等施策に関する研修会での講演概要）

佐藤 清志 氏

### 「交通犯罪被害者の声 ～娘を交通事件で奪われて～」

私は本日交通犯罪被害者遺族として話をさせていただくのですが、その立場を除けば、ごく一般の市民です。

犯罪被害というのは、毎日毎日あちらこちらで起きて、ニュースとして取り上げられます。小さいお子様が被害に遭ったニュースなどを聞きますと、かわいそうだ、という思いを持たれる方が多いと思います。しかしその後、皆様方の興味のあるスポーツや或いは芸能など自分に関心のあるニュースに切り替わったときに、すぐに気持ちを切り替えることができるのではないかと思います。しかし私達のような被害者遺族となった立場ですと、そのニュースの記事の内容、被害者のことが頭のなかに残り、その衝撃がずっと引いて、俗に言うフラッシュバックというものに陥ってしまいます。そういうものが犯罪被害者であるということを知りたいと思います。

これから話す私の娘に起きた被害について、皆様の身内、或いは自分の友人・知人などの大切な方が同じような被害に遭ったときに、自分達がどのような思いをするか、どのような行動がとれるか、というようなことを頭のなかで連想しながら聞いていただきたいと思います。そうすることにより犯罪被害というものをより一層身近に感じ、自分のこととして被害者に対して接することができるのではないかと、思っております。

我が家の長女、当時6歳の娘は、平成15年5月24日午前11時半頃、区で行われているスイミングスクールの帰り道、母親と共に自転車で連なって国道一号線を、青信号を待って横断しているところ、同じく青信号で左折してきた大型ダンプに、横断歩道上で踏み潰され、命を奪われました。積荷と合わせて20トン以上の大型ダンプにほぼ全身を踏み潰されてしまいました。死因欄にはただ一言、全身挫滅と書かれてあり、頭部はもとより身体のほとんどの部分を完全に潰された状態での即死でした。

事件現場は私の会社のすぐ近くでしたので、私はその知らせを聞いてすぐに搬送先の大学病院に行きました。確認のためということで、娘の顔の辺りにかかっていた白い布を取っていただいたのですが、そこで見た遺体の顔は、頭も完全に潰されてしまっていました。娘は白い布に覆われたまま、私以外の誰ひとりも娘の顔の確認や、顔を合わせてのお別れをすることもなく荼毘に伏され、遺骨となりました。



事件から二週間後、妻は男の子を無事出産しました。亡くした娘とはすれ違いの兄弟です。私達家族にとって、その産まれてきた子というのは、容姿は娘にそっくりでしたけれど、ひとつの新しい命という思いがありました。これは励ましの意味で周りの方から掛けられた声のひとつひとつだったのですが、「まるで生まれ変わりだね」とか「今度はお姉ちゃんの方まで元気で育てないとね」そんな言葉を投げかけられる度に、なぜかやるせない思いをしていました。これは犯罪被害のなかでよく取り上げられる、言葉による二次被害というものです。何気ない言葉でも、大きなショックを受けた犯罪被害者、遺族にとってみれば、そのナーバスになってしまった状態のなかでかけられる言葉、これは被害者妄想と言ってしまえばそれまでなのですが、そういった状況に置かれている被害者と接しているということも、しっかりと認識していただきたいとします。

人の死について、あるご遺体との関わりで思いが変わりました。その方はご高齢の老衰による大往生ということで、その顔は声をかければすぐに起きだしそうな、穏やかな寝顔のようなお顔をされていました。それは神々しさを感じる程、ご遺体を美しいと感じて見ることができました。そのときに、私は人の死とは本来こういうものではないかと感じました。例えそれが病気による幼い命の終わりだったとしても、お疲れさま、ご苦労様と見送ってあげる大事な時間である、と考えることができたのです。同時に、皆と顔を合わせてお別れすることさえできなかった娘の死というものは、とうてい人の死にざまとは言えないのではないかと、人としての死を迎えることさえ出でなかった娘のことに、より一層の悔しさを感じました。

事件後、交通遺族が集う団体に参加し、同じように不幸にして遺族になってしまった方々と語り合う場所を得ることができました。そのことによって、このように悲しい思いをしているのは私だけではない、ということを感じることができて、少し心を癒される、そんな場所を得ることができたのです。

いま国の方でも基本法というものができて、現在47都道府県すべてに支援センターができましたが、そこに辿り着くことが大事であると思います。しかしそれが難しいのが、犯罪被害者遺族です。そういう意味では、被害者自身が辿り着くことのできるツールを作っていただくことが、地方行政に求められるところだと思います。足を運びやすい体制を作っていただくことが大事です。

各警察署にも被害者支援窓口というものがあるのですが、警察や検察といったところへは被害者自身はなかなか自分から足を踏み込んでゆくことができません。一方地方行政というのは、とても私達に身近な場ですので、そういったところに窓口があるということが非常に重要だと思います。私の場合ですと、事件後、死亡届や仕事関連の抹消届などを出しに行くのが地方行政の場でした。そこで被害者に対して感じ取ることができて、声をかけて必要な支援に結びつけることできる体制があることが、自分から向かって行くことができない被害者にどれだけ大きな影響を与えることができ

るか。そしてそこでは声をかけることも大事ですけど、被害者自身が話をしていただけのような体制に持って行って、被害者自身からどういったものが必要なのかを引き出すことができること。そういうことをぜひ皆さんには考えていただきたいと思います。そこに辿り着くためにも、被害者側の立場をしっかりと知ること、言葉による二次被害を起こさない、被害者の立場に立って、しっかりと同じ立場で話をすることができる、聞き取ることができる、そういったものが被害者支援には必要となってくると思います。そして、それが早期であればあるほど被害者に対しては回復に、より大きな効果を発揮しますので、そのことも考えていただきたいと思います。

そういった意味でも一般の方々に対しても被害者支援というものを知っていただく広報も非常に重要だと思います。私たちの場合は、周りの方々から心ない声をかけられ、二次被害というものがありませんでした。そういったものを生まないためにも、被害者支援をしっかりと一般の人々に理解していただくことが大事だと思います。皆さんが窓口をしっかりと知っていれば、そういう被害に遭った方々へも、一般市民・近隣の中で情報提供することができ、より早く被害者支援に辿り着くことができると思います。

被害者に対しては早期な支援が求められますが、被害者自身は何が必要なのか、何をして欲しいのか、そういったものも解らない状態で日々過ごしています。東日本大震災の被害者でも、ただ聞いてあげるというボランティアの方が活躍されたそうです。苦しい気持ちを聞いてあげることのできる人が身近にいるということは、非常に大きな意味を持っていますので、そういうものを支援の場に設けていただくこと、これも大事なことです。

それと地方行政に求められることとして、とにかく自分の立場で、このことはできるけれど、このことはできない、と線引きをしてしまうことが担当の方々にはあると思うのですが、自分のところではできないではなく、自分のところでは、何ができるのかということに率先して考えていただきたいと思います。それをするためにも、冒頭申しましたが、自分達が被害者になったときに自分がどう思うのか、自分ならどういう行動をしているのか、を考え、自分のところで何ができるのかを考え、動いていただくとありがたいと思います。

或いは横の連携を持つ、どこに行けばこの人を支援することができるかということ。そういう意味では、地方行政というのはすごく大きな意味を持ったところだと思っていますので、私は警察の犯罪被害窓口よりも、地方行政の窓口の皆さんひとりひとりがしっかりと知っていただくことが大事だと思います。今日聞いていただいた方々は、その担当のところだけではなく、いろいろな場所にも犯罪被害というものを伝えていただければと思います。

## (2) 適切な対応のための取組

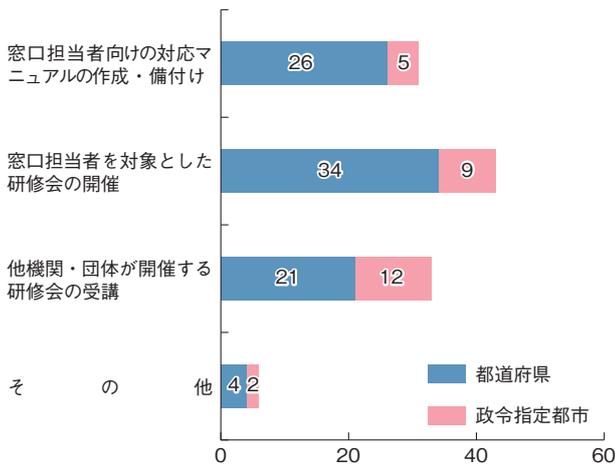
総合的対応窓口の設置は、犯罪被害者等が求める情報を得やすくするための取組ではあるが、犯罪被害者等がそれと明示せずとも、

市区町村における住民届や国民健康保険等、実際に地域住民として訪れることとなる各種窓口において、無用な二次被害を与えず、適切な対応がなされていることが望ましい。

この観点から、都道府県・政令指定都市において、二次被害防止のためのマニュアルの備付けや市区町村職員も含め、各種窓口担当者に対する研修会の開催などの取組が行われている。

さらに、都道府県施策主管課において、他の部局や市区町村の施策主管課との連携のために、庁内連絡会議の開催、市区町村担当課長会議や市区町村の担当者に対する研修会の開催、都道府県独自のメールマガジンの発行などの取組が行われている。

窓口担当職員に対する意識啓発の実施状況  
(平成24年度)



他の部局，市区町村との連携のための取組状況  
(平成24年度，47都道府県中の数値)

	他の部局との連携のための取組	市区町村との連携のための取組
会議，研修会等の開催	41	39
メールマガジン等による情報共有	6	13
その他	6	6

## 2 内部・外部との連携の状況

### (1) 「犯罪被害者支援ハンドブック（仮称）」の作成・活用の促進

地域における犯罪被害者等支援のネットワークを構築するためには、犯罪被害者等支援に携わる各関係部局、関係機関、団体等が、それぞれどのような支援を提供しているかなどについて、認識を共有している必要がある。このため、内閣府において、平成20年に「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」を作成・配布している (<http://www8.cao.go.jp/hanzai/kohyo/handbook/handbook.html>)。また、第2次基本計画にも、内閣府において犯罪被害者等への支援を行う際の留意点や関係機関・団体等の支援内容や連絡先等をまとめた「犯罪被害者支援ハンドブック（仮称、以下「ハンドブック」という。）」の作成・活用等について要請することが施策として掲げられており（第4-1-(1)ア，施策番号141），様々な機会を通じ、地方公共団体に対して働

きかけているところである。

平成25年4月1日現在、47都道府県・政令指定都市においてハンドブックが作成されて

ハンドブック作成状況（累計）

